



滋 賃 審 第 7 号
令 和 8 年 8 月 7 日

滋 賀 労 働 局 長
田 代 良 文 殿

滋賀地方最低賃金審議会
会長 木 下 康 代

滋賀県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和8年7月9日付け滋労発基 0709 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり
の結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20
年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデ
ータにより比較したところ、令和6年10月1日発効の滋賀県最低賃金（時間額
1,017円）は令和6年度の滋賀県の生活保護水準を下回っていなかったことを申
し添える。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを強く要望する。

- ① 中小企業、小規模事業者に対し、適切な価格転嫁が進む環境の整備と各
種支援策の確実な実施を要望する。
- ② 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を上げる
ため、設備投資や人材育成を促進する税制や補助金等による支援の継続・
強化を要望する。
- ③ 中小企業への各種支援策・助成金・補助金等について、対象となる事業
所の拡大とともに、とりわけ小規模事業者が活用しやすくなるよう、周知
の徹底、申請手続の簡素化等、より一層の実効性のある支援の拡充や経営
支援の一層の強化を要望する。
- ④ いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支
援強化パッケージ」の活用促進を図るとともに、税・社会保険制度の抜本
的な見直しに取り組むことを要望する。

滋 賀 県 最 低 賃 金

- 1 適用する地域
滋賀県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1, 1 3 6 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

滋賀県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 滋賀県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 1,017 円
- (3) 発 効 日 令和 6 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 6 年度
- (3) 生活保護水準（令和 6 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の滋賀県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（99,991 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると滋賀県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註） 1 箇月換算額

$$1,017 \text{ 円（滋賀県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.824 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 145,646 \text{ 円}$$

※ 0.824は、秋田県の令和 6 年度最低賃金額951円で月173.8時間働いた場合の
税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

滋賀県最低賃金と生活保護との比較について